

建築基準法の見直しに関する検討会 第1回から第4回までの意見整理

1. 構造計算適合性判定制度に関する意見

【現行制度】：現行の構造計算適合性判定の対象は、高度な構造計算（①許容応力度等計算（ルート2）、②保有水平耐力計算（ルート3）、③限界耐力計算）及び大臣認定プログラムによって安全性を確認する建築物

＜規制緩和に賛成の意見＞

- ①構造設計一級建築士が関与した物件については、構造計算適合性判定を不要とすべき。（来海委員、三栖委員、東條委員、細澤委員、重田委員）
- ②特殊建築物を除く建築物については、構造設計一級建築士が関与することをもって構造計算適合性判定を不要とすべき。（木原委員）
- ③小規模な建築物については、構造計算適合性判定を不要とすべき。（桑原委員、三栖委員、鈴木委員、秋山委員、山本委員、脇出委員、高野委員）
- ④比較的容易な構造計算（ルート2）による建築物は、構造計算適合性判定を不要とすべき。（桑原委員、高野委員、脇出委員）
- ⑤自己所有と他者への分譲予定の建築物で構造計算適合性判定の対象を分けるべき。（峰政委員、来海委員、細澤委員、角委員）
- ⑥発注者が自ら使用する建築物については、構造計算適合性判定を受けるか否かを発注者が選択できる制度とすべき。（木原委員、橋爪委員、山本委員）
- ⑦確認機関でワンストップで構造計算適合性判定を可能とすべき。（峰政委員、三栖委員）
- ⑧構造計算適合性判定機関が1つしか指定されていない県もあり、複数機関が指定されるよう指導すべき。（東條委員、岡和田委員）

＜規制緩和に慎重な意見＞

- ①構造計算適合性判定の対象範囲について見直す必要はない。（谷合委員、齋藤委員、角委員、浅田委員、乗松委員、岡和田委員）
- ②構造計算適合性判定は、第三者の目から設計行為に不適合な点がないかを確認する制度であり、設計者側である構造設計一級建築士が関与したことによって構造計算適合性判定を不要とする合理的な理由はない。（久保委員、浅田委員）
- ③構造設計一級建築士の設計図書であっても、不整合、構造耐力不足のもの、入力値の間違い等が存在している。（浅田委員、岡和田委員）
- ④構造計算適合性判定を要する物件の確認申請については、約30%が不整合や構造計算の不備等の指摘により取り下げられている。（脇出委員）
- ⑤指定構造計算適合性判定機関のサンプル調査の結果、構造計算適合性判定がなければ構造耐力上問題が発生したと考えられる案件が6%程度に達し、うち2/3は共同住宅であった。（浅田委員）
- ⑥建築主事が審査できるかどうかの観点から制度の議論を行うべき。（浅田委員）
- ⑦構造計算適合性判定の対象を「第三者へ分譲する建築物」と「自ら使用する建築物」で分けることについては、周辺への影響が無視されかねないので、売買による所有権の移転があることも含めて慎重な判断が必要。（久保委員）

＜その他の意見＞

- ①混構造に係る構造計算適合性判定の審査方法を確立すべき。（鈴木委員、峰政委員、木原委員、岡和田委員）
- ②検討委員会を設置し、技術基準の見直しを進めるべき。（木原委員）
- ③エキスパンションジョイントで接続された2棟以上からなる建築物に対する構造計算適合性判定の適用については、棟単位とすべき。（峰政委員、三栖委員、木原委員、細澤委員、脇出委員、浅田委員、乗松委員、高野委員、岡和田委員）
- ④構造設計者、確認機関の構造審査者、構造計算適合性判定機関の判定員の見解が異なっており、その調整に徒に時間を費やしている。（橋爪委員）
- ⑤非認定プログラムによる構造計算は、認定プログラムとほぼ同期間での審査が可能となっており、大臣認定プログラム制度を廃止すべき。（木原委員、細澤委員、山本委員）
- ⑥大臣認定プログラムは、複数から選択できるよう認定基準等の見直しを行うべき。（三栖委員）

2. 建築確認審査の法定期間

【現行制度】：建築確認審査の法定期間は、4号建築物は7日、それ以外の建築物は35日
(構造計算適合性判定を要するものは最大70日まで延長可能)

<短縮化に賛成の意見>

- ①構造計算適合性判定を要するものは35日、それ以外は21日とすべき。(来海委員、秋山委員、桑原委員、山本委員)
- ②構造計算適合性判定を要するものも35日とすべき。(東條委員、木原委員)
- ③医療系、電子系生産工場の使用開始までに時間(確認審査期間で2ヶ月)を要し、研究・商品開発などの国際競争力への影響が生じている。(山本委員)
- ④法定期間の改正よりも、確認機関・構造計算適合性判定機関に目標期間や実績を開示させるべき。(三栖委員)
- ⑤確認審査と構造計算適合性判定審査の並行審査の円滑な運用による審査期間の短縮が必要。(木原委員、細澤委員、高野委員)

<短縮化に慎重な意見>

- ①建築基準法改正による法定期間の延長は、「今回の偽装の一部は、迅速な審査で偽装を見破ることは困難である」との立法事実に基づくものであり、法定期間は、建築基準法令の遵守に必要な期間はどのようなものかという観点から定めるべき。(齋藤委員)
- ②確認審査の内容が現在のままであれば、現行の法定期間が必要。(乗松委員、浅田委員)
- ③諸外国の設計審査期間実績を見ると、日本は長くない。(谷合委員)
- ④法制定(昭和25年)から平成19年まで法定期間は21日とされてきたが、法制定時と比べると設計は遙かに複雑となっている。(高野委員)
- ⑤4号建築物について法定期間を延長すべき(土日祝日・年末年始等を考慮すべき)。(浅田委員)

<その他の意見>

- ①建築確認審査に時間を要しているのは不整合の図面等、申請側の問題。(高野委員、脇出委員、浅田委員)
- ②審査期間の短縮を目的に、設計者団体、指定確認検査機関、特定行政庁等を交えた継続的な意見交換の場を制度化すべき。(三栖委員)
- ③確認申請の大部分は指定確認検査機関に提出されており、特定行政庁のみを対象として法定期間を定める必要性は低い。(脇出委員)
- ④法定期間は一律ではなく、建築物の規模、構造、用途など審査内容の実態に応じて定めるべき。(浅田委員)
- ⑤確認機関の審査能力の向上を図るべき。(東條委員)
- ⑥審査日数の短縮にあたっては、建築確認を行った建築物に問題が生じた場合、その責任は、確認機関ではなく、建築士が負うものであることを国民に十分周知すべき。(桑原委員)

3. 厳罰化

【現行制度】(平成19年の改正法施行により強化)

- 建築基準法：・構造耐力に係る基準等の違反については、最高で懲役3年又は罰金300万円(法人の場合は1億円)
- 建築士法：・構造安全性の虚偽証明を行った建築士に最高で懲役1年又は罰金100万円
・建築士免許を取り消された場合には5年間は免許を与えず、さらに禁固刑に処された者等には免許を与えないこととした。

<厳罰化に賛成の意見>

- ①刑事罰の強化ではなく、制裁としての業務停止等の懲戒処分が効果的である。(櫻井委員、脇出委員)
- ②厳罰化の方向として、刑事罰一辺倒の議論ではなく、効果的な行政処分による制裁強化を検討すべき。(櫻井委員)
- ③罰則は平成19年改正により相当程度強化されており、刑法等とのバランスにおいてもそれほど軽いものとは思われない。故意の場合に限って、罰則を強化すべき。(桑原委員)
- ④悪質な違反行為については、無期限の業務停止や免許の取り消しを行うべきである。(桑原委員)

<厳罰化に慎重な意見>

- ①罰則は十分強化されている。(秋山委員、三栖委員、山本委員)
- ②厳罰化を進めると建築確認が停滞する恐れがある。(秋山委員)
- ③事後罰則をこれ以上強化することよりも不正防止のための事前チェック機能を強化すべき。(浅田委員)

<その他の意見>

- ①現行の罰則や処分基準に基づく運用の徹底がなされるべき。(木原委員、高野委員)
- ②事後罰則では損害を被った建物被害者等は救われない。(齋藤委員)
- ③効果的な行政処分による制裁があることを前提として、事前チェックを適正化するのが有益である(櫻井委員)
- ④設計者の裁量が幅広く認められてない中で、罰則の強化を議論すべきではない。(来海委員)
- ⑤消費者保護のため、住宅供給に係る建築業者、住宅販売業者、建築士、指定確認検査機関等の損害賠償保険加入を義務付けるべき。(東條委員、谷合委員)
- ⑥建築主、建築士、施工者を含めた施工段階の違反に対する罰則強化が必要。(三栖委員)

4. その他の意見

(1) 総論としての意見

- ①今回の建築基準法の改正により、経済的被害を受けたのはクライアントである。審査期間が伸びること自体が、プロジェクト実施の判断基準等に影響を与えていた。(来海委員)
- ②今回の建築基準法の改正により、一般的な法規制の強化が行われたため、規制強化が行き過ぎたという反省があり得る。(櫻井委員)
- ③建築基準法改正時の「複数の特定行政庁、指定確認検査機関において偽装が見逃された。」「今回の偽装の一部は、迅速な審査で偽装を見破ることは困難である。」等の立法事実に何ら変更はない。(齋藤委員)
- ④性善説で設計者に裁量を与えよとの意見には賛成できない。(齋藤委員)

(2) 工事監理・中間検査・完了検査に関する意見

- ①第三者による工事監理制度を導入すべき。(齋藤委員、高野委員)
- ②資格を有し、継続的な研修を受けている「登録工事監理建築士」が工事監理を行う制度とすべき。(谷合委員)
- ③全ての建築物に中間検査を義務づけるべき。(谷合委員)
- ④4号建築物に中間検査を義務づけるべき。(齋藤委員)
- ⑤違反建築物の是正については、事前でも事後でもなく、中間検査でチェックするなど工事中にチェックする仕組みが有益。(櫻井委員)
- ⑥中間検査の対象工程を細かく規定すべき。(高野委員)
- ⑦住宅検査官制度を創設し、住宅検査官が主事の委託を受けて検査を行う制度とすべき。(齋藤委員、谷合委員)
- ⑧住宅検査官制度については、アメリカと日本では実情が異なり、単純に導入することはできないと思う。(櫻井委員)
- ⑨検査済証未交付の場合には、全建築物を対象に使用制限を行うべき。(三栖委員)
- ⑩建物保存登記への検査済証添付の義務付け等により完了検査を徹底すべき。(齋藤委員、三栖委員)
- ⑪完了検査申請のうち7割近くについて指摘を行っている。(脇出委員)
- ⑫内装が未実装の状態でも完了検査を可能とする仕組みとすべき。(来海委員、橋爪委員)
- ⑬施工段階で決定することが多い事項は、確認審査の対象外とし、検査で法適合を確認する制度とすべき。(浅田委員、乗松委員)

(3) 既存不適格建築物の増築等に関する意見

- ①既存部分の延べ面積1／2超の増築等について、緩和措置を講じるべき。(木原委員、峰政委員、山本委員、橋爪委員、乗松委員、三栖委員)
- ②増築等が既存建築物に与える影響に応じて遡及内容を緩和するとともに、良好な維持管理ができる建築物については遡及適用を緩和すべき。(来海委員)
- ③既存不適格建築物をどこまで世に残すのかという議論なしに進むのは、方向を誤る可能性がある。残していい既存不適格建築物とそうでないものとに分けて考えることが必要。(久保委員)

(4) 伝統的構法に関する意見

- ①伝統的構法の構造基準は限界耐力計算によることとなっており、小規模なものは構造計算適合性判定の対象外とすべき。(峰政委員、鈴木委員)
- ②伝統的構法の構造要素である継手や仕口等の性能を評価できるよう構造計算等の数値根拠のデータベース等を整備すべき。(鈴木委員)
- ③4号建築物に相当する伝統的構法の建築物については、地震、風以外の外力の検討を免除すべき。(鈴木委員)
- ④外壁の防火性能を上げることで内部の仕様規定を緩和すべき。(鈴木委員)
- ⑤現在は限界耐力計算の構造審査を行えているが、将来的には厳しい。(脇出委員)
- ⑥大阪府内で構造専任の職員がいる特定行政庁は半数以下であり、府内で限界耐力計算等の複雑な構造審査を行うのは困難。(浅田委員)

(5) 大臣認定に関する意見

- ①大臣認定手続きの迅速化及び簡素化を図るべき。(秋山委員)
- ②大臣認定手続きの処理期間を定めるべき。(木原委員、細澤委員)
- ③建築物の大臣認定について、竣工後も計画が変更となると再認定の取得が必要であり、この取扱いを簡略化すべき。(来海委員)
- ④大臣認定の軽微な変更に係る手続きを設けるべき。(来海委員、細澤委員、)
- ⑤旧建築基準法第38条のように特殊な材料や構法を認定する仕組みを復活すべき。(秋山委員、細澤委員、峰政委員)

(6) 単体規定と集団規定のあり方に関する意見

- ①単体規定は国で一律に定めるべきものであり分権化すべきものではないので、単体規定と集団規定とに分けて考えるべき。(櫻井委員)
- ②条例制定範囲の拡大等、地域特性を反映させられる仕組みとすべき。(脇出委員)
- ③単体規定は民間確認機関が、集団規定は行政庁が法適合を確認する制度とすべき。(浅田委員)
- ④集団規定の内容が地方自治体によりばらばらになることは、建築設計実務を煩雑にさせ現場を混乱させるため、集団規定については建築基準法という一律基準から外し、地方自治体に委ねることには反対である。(桑原委員)
- ⑤建築基準法の規定について全国一律の取扱いが行われるよう対応すべき。(桑原委員、高野委員)

(7) その他の建築基準法に関する意見

- | |
|---|
| ①行政が民間を監理・監督し、行政が最終責任を負担する仕組みが必要。(齋藤委員) |
| ②建築確認審査は民間確認機関のみが行うべき。(桑原委員) |
| ③「みなし確認規定」の見直しが必要。(浅田委員、脇出委員) |
| ④仮使用承認、仮設建築物許可等を民間確認機関で審査を可能とすべき。(重田委員、高野委員) |
| ⑤建築確認申請に係る各種の行政手続きは、窓口を一本化すべき。(桑原委員) |
| ⑥簡易な建築物や一定規模以下の建築物は建築確認を不要とすべき。(脇出委員) |
| ⑦4号特例制度を廃止すべき。(谷合委員) |
| ⑧抜本的な改正として、確認検査の対象を「集団規定」及び「特殊建築物の避難・消火規定」に限定することについて検討すべき。(桑原委員) |
| ⑨工場については、消防活動が容易にでき、スプリンクラー等の消防設備を有する場合、防火区画面積を緩和すべき。(山本委員) |
| ⑩在来工法が継承されるよう国が保護すべき。(重田委員) |
| ⑪建築基準を時代に対応して見直すとともに、建築基準法を分かりやすくすることが必要。(三栖委員、脇出委員) |

(8) 構造設計一級建築士・設備設計一級建築士に関する意見

- | |
|---|
| ①構造設計一級建築士制度は廃止すべき。(桑原委員) |
| ②小規模建築物については構造設計一級建築士の関与をなくすべき(峰政委員) |
| ③構造設計一級建築士に義務付けられている定期講習受講を簡略化すべき。(木原委員) |
| ④設備設計一級建築士制度は廃止すべき。(桑原委員、三栖委員) |
| ⑤合理的で良質な建築物の設計を行える構造技術を持つ一級建築士は少数であり、構造設計一級建築士制度は必要。(木原委員) |
| ⑥設備設計一級建築士制度として、建築設備士を活用すべき。(尾島委員、牧村委員、峰政委員、東條委員、細澤委員、谷合委員、三栖委員、浅田委員) |
| ⑦設備設計一級建築士の関与対象建築物を規模別でなく種類別とすべき。(尾島委員、牧村委員) |
| ⑧今般、小規模な建築物の設備に関する訴訟が多い。(牧村委員) |

(9) その他の建築士法に関する意見

- | |
|--|
| ①小規模建築物等についても、設計・工事監理を建築士でなければ行えないようにすべき。(三栖委員) |
| ②総括設計一級建築士を制度として位置づけるべき。(東條委員) |
| ③建築設備士に建築設備の設計・工事監理の業務権限を付与すべき。(尾島委員、牧村委員) |
| ④建築設備士の資格での建築設備士事務所登録を可能とすべき。(尾島委員、牧村委員) |
| ⑤建築士の建設業者からの独立性を確保すべき。(谷合委員) |
| ⑥発注者が設計者を適正に選定するため、「設計者・設計事務所の格付け」等の客観的な情報の提供を検討すべき。(橋爪委員) |
| ⑦建築士の資質の向上と適正な業務の徹底のための仕組みが必要。(峰政委員) |
| ⑧建築士事務所の事業者責任を明確化するため、建築士事務所法の制定が必要。(三栖委員) |

※：本資料は、第1回から第4回までの建築基準法の見直しに関する検討会での意見発表
及び意見交換を踏まえ、主な意見を国土交通省において整理したものです。